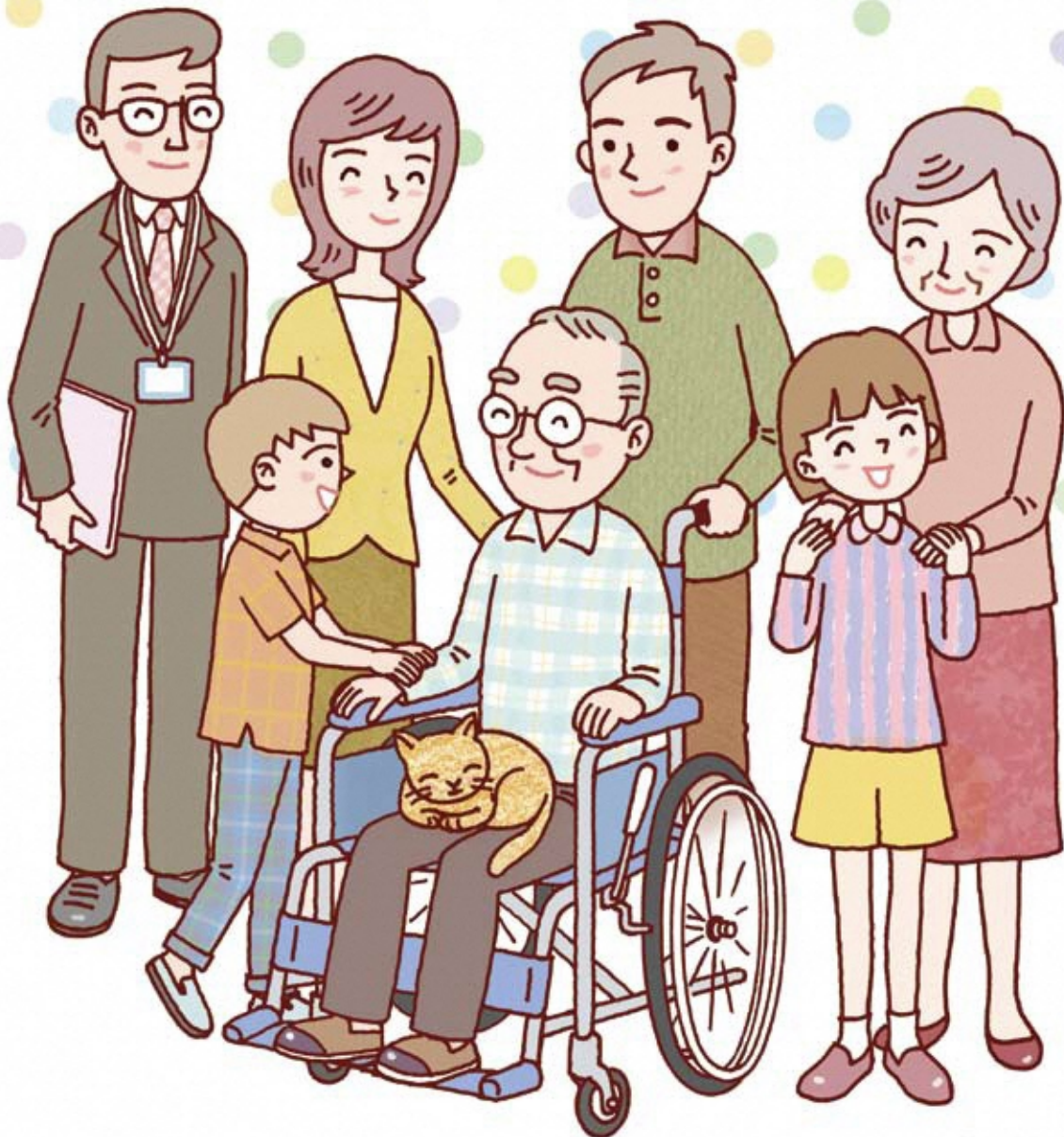


これからも
安心して暮らして
いくために

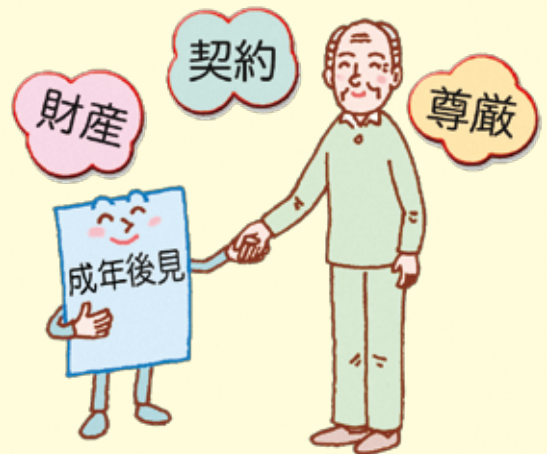
成年後見制度 のしおり



三沢・上北広域権利擁護支援センター

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳がそこなわれたりすることのないように、主に法律面で支援する制度です。



もくじ

成年後見制度とは	2
利用のしかた	4
法定後見制度	6
任意後見制度	8
成年後見制度を利用した事例	9
成年後見人の仕事	10
市民後見人とは	11
利用にかかる費用など	12
成年後見登記制度とは	14
成年後見制度と合わせて支援を受けられる制度や事業	15
各種お問い合わせ先	

こんな人は制度の利用を考えましょう

今は元気でも将来に不安がある人や、今すぐにでも支援を必要としている人など、さまざまなケースで成年後見制度は活用できます。自分や家族などの状況を見直し、以下のような場合などは、制度の利用を検討してみましょう。



最近もの忘れがひどくなってきたので、財産管理などが不安になった。



脳梗塞で倒れた父の代わりに、経営しているマンションを管理したい。



認知症でひとり暮らしの母を悪質商法などから守りたい。



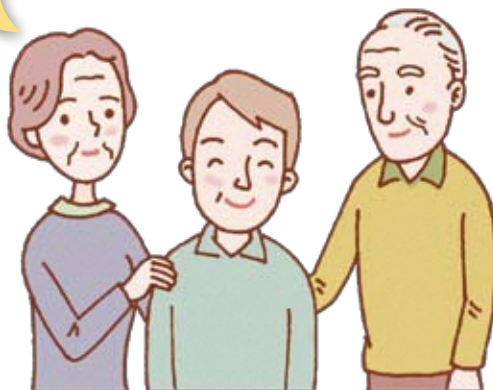
認知症で施設に入所した父の財産を処分して入所の費用にあてたい。



今は元気だが、将来的に認知症になるなどの不安がある。



自分たち親がいなくなったあと、知的障害のある子どもの将来が心配。



利用のしかた

成年後見制度には、大きく分けて「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」の2種類があり、どちらの制度を利用するにも、家庭裁判所に申立てをする必要があります。

法定後見制度（6ページ）

後見

ほとんど判断ができない人

たとえば…

- 判断がしっかりしているときは、ほとんどない。
- ひとりでは、ほとんど何もできない。



保佐

判断能力が著しく不十分な人

たとえば…

- 買い物など日常生活で支障が出ることが多い。
- 判断がしっかりしているときもある。



補助

判断能力が不十分な人

たとえば…

- もの忘れが多くなった。
- 自分でする判断に自信が持てなくなった。



任意後見制度（8ページ）

現在は問題ないが…

たとえば…

- 将来、認知症などで判断能力が低下したときに備えておきたい。
- 親の自分が面倒を見られなくなったあとの知的障害のある子どもの暮らしが心配。



「任意後見契約」

- 将来、誰に、どのような支援をしてもらいたいかという内容を決めて、契約を結んでおきます。
- 契約内容を公正証書にして、法務局に登録します。



家庭裁判所 への申立て



申立てができる人

本人・配偶者・四親等以内の
親族など

.....

四親等以内の親族とは

- 父母、祖父母、子、孫、ひ孫
- 兄弟姉妹、おい、めい
- おじ、おば、いとこ
- 配偶者の親・子・兄弟姉妹 など

◆任意後見制度の場合は、「任意後見監督
人選任の申立て」となり、上記の人以
外に、任意後見人が申立てをすること
もできます。

提出書類

申立書・戸籍謄本・住民票・
診断書など

※申立てを行う家庭裁判所によって提出書類が異なる場合
がありますのでご注意ください。

申立てをする裁判所

原則として、本人の「生活の本拠地」
(住民票記載の場所、日常生活をしてい
る所)。施設に入所している場合や長く
入院中である場合などは、その場所を生
活の本拠地と判断する場合があります。

審判手続き

審 問

必要に応じ家事審判官(裁判官)
が、本人や親族などに直接事情
を尋ねます

調 査

家庭裁判所の調査官が、本人や
親族などに事情を尋ねたり、問
い合わせたりします

鑑 定

必要に応じて、本人の判断能力
について、医師による鑑定を行
うことがあります。

審 判

- 家庭裁判所は、後見などの開始の審判を
すると同時に、最も適任と思われる成年
後見人などや監督人を選任します。
- 審判内容が法務局に登録されます。
審判内容は戸籍には記載されません。

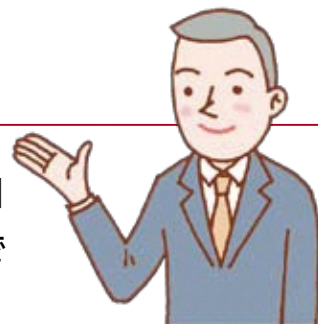
**成年後見制度による
支援がはじまります!**

法定後見制度

すでに判断能力に衰えがある人が、財産管理や療養看護についての契約などを行うことをサポートしてもらう制度です。

「後見」「保佐」「補助」の3段階

法定後見制度は、判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3段階に分けられ、本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)が支援します。



後見

<ほとんど判断ができない人が対象です>

後見人は本人の代理として、介護の契約を結んだり、契約を取り消したりすることができます。また、財産を管理するなかで、本人が日常生活に困らないように十分に配慮します。

保佐

<判断能力が著しく不十分な人が対象です>

保佐人は、本人が重要な行為をしようとすることに同意したり、保佐人の同意を得ないでしてしまった行為を取り消したりすることで、本人が日常生活に困らないように十分に配慮します。

補助

<判断能力が不十分な人が対象です>

補助人は、本人が望むことがらについて、同意、取り消し、代理をすることで、本人が日常生活に困らないように配慮します。

そのため、あらかじめ、同意したり(同意権)、代理したり(代理権)できることがらの範囲を家庭裁判所が定めるために申立てをする必要があります。

法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象となる人	成年被後見人 ほとんど判断ができない人	被保佐人 判断能力が著しく 不十分な人	被補助人 判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
監督する人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
制度利用の 申立てのできる人	本人・配偶者・四親等以内の親族など ※ 申立ての際の本人の同意は、後見と保佐は不要、補助は必要。		
同意・取消権	日常生活に関する 行為以外の行為(注1) ※申立ての際の本人の同意 は、後見と保佐は不要、補助 は必要。	民法13条1項で 定められた行為(注2) ※日常生活に関する 行為を除く ※本人の同意は不要	申立ての範囲内で 家庭裁判所が定めた 特定の法律行為 (民法13条1項の一部) ※日常生活に関する 行為を除く ※本人の同意が必要
代理権	財産に関する すべての法律行為 ※本人の同意は不要	申立ての範囲内で 家庭裁判所が定める特定の法律行為 ※本人の同意が必要	
制度を利用した 場合の制限	医師、税理士などの資格や、 会社役員、公務員などの地位を失うなど		—

(注1)日常生活に関する行為とは、日用品の購入(食料品や衣類などの買い物)、電気代、ガス代、水道料金の支払い、それらの経費の支払いに必要な範囲の預貯金の引き出しなどです。

(注2)民法13条1項に定められた行為は、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などです。

制度利用の申立てをできる人がいない場合

法定後見制度を利用するための申立ては、通常は本人や配偶者、親族が行います。しかし、身寄りがなく、また本人も申立てが困難なほど判断能力が不十分な場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます。



任意後見制度

今は大丈夫でも、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人(任意後見人)と、サポートしてもらう内容を決めておく制度です。

将来的な不安に備えた契約

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分になったとき、すみやかに支援してもらうための契約を結んでおく制度です。あらかじめ本人が任意後見人を選び、いざというときの財産管理や療養看護などについての代理権を与える(同意・取消権は与えられません)任意後見契約を公証人が作成する公正証書で結んでおきます。



任意後見監督人が必要

本人の判断能力が低下したら、本人や配偶者、親族、任意後見人などが家庭裁判所に、任意後見人を監督する任意後見監督人選任の申立てをします。必要に応じて監督人が選任される法定後見制度と違い、任意後見制度を利用するときは必ず選任されます。家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてはじめて、任意後見契約の効力が生じます。



知的障害・精神障害の子どもがいる場合

知的障害・精神障害の子どもがいて、本人の意思能力が不十分な場合、親には将来自分が年老いたり亡くなったりしたときの不安があります。その場合、親は親権にもとづいて、あらかじめ子どもに代わって第三者と任意後見契約を結ぶことができます。



成年後見制度を利用した事例

後見事例 認知症の夫に代わり妻が相続放棄

- ◆ 本人の状況：認知症
- ◆ 申立て人：妻 ◆ 後見人：妻

本人は5年ほど前からもの忘れがひどくなり、勤務先の直属の部下や家族の判別もつかなくなって2年前から入院していました。ある日、本人の弟が事故で亡くなり、本人が弟の財産を相続することになりましたが、弟には負債しかなく、困った本人の妻は相続放棄の手続きをとりたいと考えました。

本人の妻は後見開始の申立てを行い、家庭裁判所の審理を経て、妻が成年後見人に選任されました。妻は、相続放棄の手続きをすることができました。

補助事例 認知症の母の契約を娘がチェック

- ◆ 本人の状況：認知症
- ◆ 申立て人：次女 ◆ 後見人：次女

本人は最近、家事での失敗が多くなり、さらに、同居する次女の留守中に、訪問販売員から必要のない高額な商品をいくつも購入してしまうなど軽度の認知症の症状が見られるようになりました。

次女は補助の開始と、高額な商品を購入する際の同意権付与の申立てをしました。家庭裁判所の審理を経て補助人に選任され、同意権も与えられた次女は、本人が高額な商品を購入した場合、その契約を取り消すことができるようになりました。

保佐事例 認知症の母と同居する息子が財産処分

- ◆ 本人の状況：認知症
- ◆ 申立て人：長男 ◆ 後見人：長男

ひとり暮らしをしていた本人が買い物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか分からなくなるなど認知症の症状が進み、別居していた長男と同居することになりました。そこで本人が今まで住んでいた自宅の土地・建物を売却することになりました。

長男は保佐開始と、土地・建物を売却する代理権付与の申立てをしました。家庭裁判所の審理を経て保佐人に選任され、代理権も与えられた長男は、土地・建物の売却手続きをすることができました。

任意後見事例 認知症の父に代わり娘がアパート経営

- ◆ 本人の状況：脳梗塞による認知症
- ◆ 申立て人：長女 ◆ 任意後見人：長女
- ◆ 任意後見監督人：弁護士

本人は長年にわたりアパート経営をしていましたが、判断能力が低下する将来に備え、長女との間で任意後見契約を結びました。数か月後、本人は脳梗塞で倒れて重い認知症の症状もあらわれました。

長女は任意後見監督人選任の申立てをしました。家庭裁判所の審理を経て監督人に弁護士が選任され、長女が本人に代わりアパート管理を含む財産管理などを行い、弁護士がそれを監督するようになりました。

成年後見人の仕事

成年後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)には、主に本人の配偶者や親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士など法律や福祉の専門家や、法律や福祉に関する法人が選ばれます。

成年後見人などの主な仕事

成年後見人などは、本人の医療・介護・福祉など、身のまわりの生活状況にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人などの職務は本人の財産管理とサービス利用や施設入所の契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人などの職務ではありません。

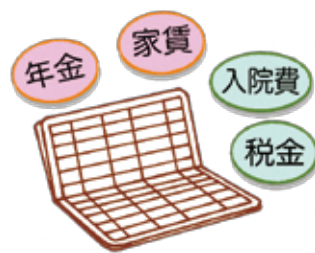
1 最初の仕事

本人の財産状況などを把握し、財産管理や介護・医療の契約など本人にふさわしい支援方法の計画と収支予定を立てます。



2 日常生活で

本人の預貯金通帳などを管理し、年金の受け取りや入院費用の支払いなどの収支を通帳記入などで記録に残します。



3 必要に応じて

介護サービスの利用、病院への入院、施設への入所、家の修繕、不動産の売却などに必要な契約を行います。



4 報告

家庭裁判所に、成年後見人等として行っている仕事の状況を報告して、必要な指示などを受けます。



成年後見人などになれない人とは

未成年者や破産者、また本人に対して訴訟をしたことがある人やその配偶者や直系親族、以前に成年後見人などを辞めさせられたことがある人などは、成年後見人などになることができません。



市民後見人とは

少子高齢化を背景に、サポートを必要とする本人の配偶者や親族、法律や福祉の専門職ではなく、地域の一般市民が成年後見人などの役割を担っていく市民後見人の養成が推進されています。

少子高齢化と成年後見制度

高齢化が進む日本では、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者が増加するなか、成年後見制度の必要性は年々高まっています。しかし、少子化などの影響で、成年後見人などとしてサポートする親族などの人材の確保が難しくなり、制度利用のニーズに対応できなくなるという不安があります。



地域ぐるみで制度を支えるために

高齢者の増加にともない、高齢者の介護サービスの利用契約などを成年後見人などが中心に支援することが多くなると想定されています。そこで、本人の親族や専門職だけでなく、研修を受けた一般市民が市民後見人としてその役割を担い、地域ぐるみで成年後見制度を支える体制づくりが求められています。各自治体では、市民後見人の養成講座などが積極的に開催されています。



市民後見人になるには高い意識が必要です

今後、地域ぐるみの成年後見制度への期待は高まるばかりですが、市民後見人になるためには高い意識を持つことが必要です。

市民後見人は、地域の身近な支援者として、訪問などによる見守りで本人の状況を把握し本人の代弁者としての役割が期待されています。

また、与えられた権限の範囲内で、その人の財産を適切に管理する義務を負っています。

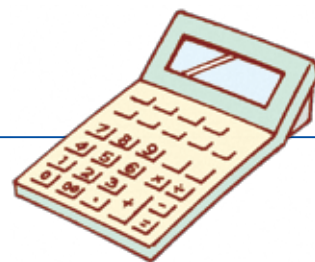
「他人の財産を預かっている」という自覚を忘れず、仕事に取り組むことが大切です。



利用にかかる費用など

成年後見制度を利用するために、家庭裁判所に申立てをするときには一定の費用がかかります。また、選任された成年後見人などの報酬は、被後見人などの財産額などによって決まります。

利用の申立てにかかる主な費用



● 法定後見制度 ～審判の申立てに必要な書類と費用～

申立書類	申立書、申立事情説明書、親族関係図、本人の財産目録、本人の収支状況報告書、後見人等候補者事情説明書、親族の同意書など。家庭裁判所から入手します。
手数料	申立手数料(収入印紙) 800円 登記手数料(収入印紙) 2,600円
戸籍謄本	本人および後見人など候補者の戸籍謄本。 申立日から3か月以内のもの。
住民票	本人および後見人など候補者の住民票。 申立日から3か月以内のもの。
登記事項証明書	成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人として登記されていないことの証明書。法務局に申請します。
郵便切手	連絡用の郵便切手。 くわしい金額は申立てをする家庭裁判所にご確認ください。
診断書	申立ての段階で必要な、かかりつけ医等の診断書。 金額は医療機関によって異なります。
鑑定料	家庭裁判所が必要と認めた本人の判断能力の程度の鑑定料。 金額は個々の事案によって異なります。

※「保佐」や「補助」の申立てに、代理権や同意・取消権を付与する場合は、各800円の追加手数料(収入印紙)が必要になります。

※申立てを行う家庭裁判所によって提出書類が異なる場合があります。

● 任意後見制度 ～任意後見契約公正証書の作成に必要な費用～

公正証書作成の基本手数料	1契約につき 1万1,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	本人等に交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など。契約内容によって異なります。

成年後見人などに支払う報酬について

●報酬は家庭裁判所が決めます

成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）への報酬は、成年後見人などから申立てがあった場合、家庭裁判所の審判で決定されます。監督人（成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見監督人）についても同様です。ただし、任意後見人の報酬については、任意後見契約で決められた金額となります。



●報酬の目安

被後見人などの財産額などによって異なります。親族が成年後見人などの場合は、申立てがないことが多いのですが、申立てがあった場合は事案に応じて減額されることがあります。

成年後見人などの報酬の目安(基本報酬)

■ 通常の後見事務を行った場合	月額2万円
ただし、	
■ 管理財産額が1,000万～5,000万円以下の場合	月額3万～4万円
■ 管理財産額が5,000万円を超える場合	月額5万～6万円

監督人の報酬の目安(基本報酬)

■ 管理財産額が5,000万円以下の場合	月額1万～2万円
■ 管理財産額が5,000万円を超える場合	月額2万5,000～3万円

- 成年後見人などの事務に特別困難な事情があった場合などには、相当額の報酬が付加されます。
- 成年後見人などが複数いる場合は、上記の報酬額が分担する事務の内容に応じて按分されます。

(東京家庭裁判所資料より)

経済的な理由で利用が困難な場合

市区町村によっては、申立て費用や後見人に支払う報酬が支払えないなど経済的な理由で成年後見制度が受けられないといったことがないように、「**成年後見制度利用支援事業**」として、**費用の全部または一部を助成する事業**を行っています。くわしくは担当窓口にお問い合わせください。

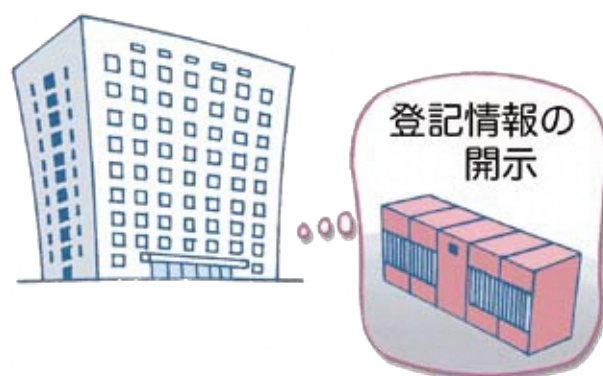


成年後見登記制度とは

成年後見制度の後見等の開始や、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、その内容が東京法務局に登録され、必要に応じて登記情報が開示される制度です。

成年後見登記制度とは

成年後見登記制度は、成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などをコンピュータシステムによって東京法務局で登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書、もしくは登記されていないことの証明書）を発行することによって、登記情報を開示する制度です。



「変更の登記」と「終了の登記」

登記されている本人や成年後見人などの住所が変わるなど、登記内容に変更が生じたときは、「変更の登記」をする必要があります。また、本人の死亡などによって法定後見や任意後見が終了したときは、「終了の登記」をする必要があります。「変更の登記」と「終了の登記」の申請は、本人や親族など利害関係のある人も行うことができます。

どんなときに登記事項証明書を利用する？

たとえば、成年後見人が本人に代わって財産の売買契約や介護サービスの利用契約などを結ぶときに、取引相手に対して登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法があります。また、成年後見制度を利用する人には一定の制限が加えられるため、成年後見などのサポートを受けていない人が、自分が登記されていないことを証明書の交付によって明らかにすることもできます。登記事項証明書の交付は、東京法務局以外の法務局でも請求できます。



成年後見制度と合わせて 支援を受けられる制度や事業

成年後見制度に関連しながら、高齢者や知的障害者などをサポートする制度や事業はほかにもあります。ご自身やご家族の状況などに合わせて有効に活用しましょう。

介護保険制度

介護保険制度は、2000(平成12)年、成年後見制度と同時に施行されました。

要介護または要支援状態にあると認定された65歳以上の人(第1号被保険者)は、費用の一部を負担することで介護保険のサービスを利用できます。また、40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)であれば、初老期における認知症、脳血管疾患などの特定疾病が原因で介護が必要になったときには介護保険でサービスを利用することができます。

介護保険のサービスを利用するためには、サービス事業者と契約する必要があり、認知症などで契約できない場合は、成年後見制度を利用して契約を結ぶことができます。



障害者総合支援法

知的障害者・精神障害者・身体障害者が、自立した社会生活を送れるように障害福祉サービスを利用できます。この法律により、障害の種別にかかわらず、共通のサービスを利用することができます。負担能力に応じた自己負担以外に、食費・光熱費などが実費負担となります。

障害福祉サービスを受けようとするときは、サービス事業者と契約する必要があり、障害者自身が判断することが困難な場合、成年後見制度を利用して契約を結ぶことができます。

福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)

軽度の認知症の高齢者や、知的障害・精神障害のある人のために、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理などの援助を行います。この事業を利用するためには契約を結ぶ必要があり、本人の判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用を検討します。

管内の成年後見に関する 相談窓口

●高齢の方の相談窓口

三沢市地域包括支援センター	三沢市幸町 3 丁目 11-5 (三沢市総合社会福祉センター内)	☎0176-51-8773
野辺地町地域包括支援センター	野辺地町字前田 5-2 (健康増進センター内)	☎0175-65-1777
七戸町地域包括支援センター	七戸町字森ノ上 359-5 (天間林保健センター内)	☎0176-68-3500
六戸町地域包括支援センター	六戸町大字犬落瀬字後田 19-1	☎0176-27-6688
横浜町地域包括支援センター	横浜町字林ノ脇 79-82 (菜の花にこにこセンター内)	☎0175-73-7734
東北町地域包括支援センター	東北町上北南 4 丁目 32-484 (東北町本庁舎内)	☎0176-56-3111
六ヶ所村地域包括支援センター	六ヶ所村大字尾駁字野附 475	☎0175-72-4457

●障害のある方の相談窓口

三沢市 障害福祉課	三沢市幸町 3 丁目 11-5 (三沢市総合社会福祉センター内)	☎0176-51-8772
野辺地町 介護・福祉課	野辺地町字前田 5-2 (健康増進センター内)	☎0175-65-1777
七戸町 健康福祉課	七戸町字森ノ上 359-5	☎0176-68-4631
六戸町 福祉課	六戸町大字犬落瀬字前谷地 60	☎0176-55-3111
横浜町 福祉課	横浜町字寺下 35	☎0175-78-2111
東北町 福祉課	東北町字塔ノ沢山 1-94 (東北町分庁舎内)	☎0175-63-2111
六ヶ所村 福祉課	六ヶ所村大字尾駁字野附 475	☎0175-72-8141

●その他家庭裁判所、弁護士事務所、司法書士事務所等で相談することができます。

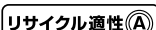
三沢・上北広域権利擁護支援センター

〒034-0012 十和田市東一番町 4-43 アーバンライフ東 5 号室 (田中権利擁護支援事務所内)

☎ 0176-27-0044
FAX 0176-27-0109



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

禁無断転載©東京法規出版
KG020400-Q13